





# 事件の概要とたたかいの経過

町役場の職員だった村山譲さんは、あこがれの職業であった看護師になりたいとの思いを実現するため職を辞して看護大学に入学し、2013年4月、釧路赤十字病院に就職。手術室に配属となりました。しかし、働き始めて半年余り経った2013年9月、遠く離れた実家の車庫で自ら命を絶しました。労災申請は認められませんでした。現在は「ハラスメントのない医療現場」と「譲さんの名誉を回復し、新人看護師が安心して安全に働くことができる職場環境」実現を願い、民事訴訟でたたかっています。

## 質問攻め、無視・罵声、「職場のお荷物」

配属先の部署では、焦りや緊張から思うように業務習得が進まず、上司からの「質問攻め」を受けたり、業務を先に進ませない処遇を受けたりしていました。譲さんは体調を崩し、胃痛、頭痛、不眠に悩まされる中、2013年9月15日、勤め先から遠く360kmも離れた実家の車庫で自ら命を絶しました。享年36歳。遺書には「〇〇先生に『お前はオペ室のお荷物だな』といわれて確信しました。成長のない人間が給料をもらうわけにはいきません。申し訳ありません」と。

## 労災不支給の決定と釧路地裁「不当判決」

譲さんの勤務状況や職場での様子が知りたいと、ご両親が病院に問い合わせましたが、上司や同僚との面会は断られ、病院からのまともな回答もありませんでした。ご両親は2015年9月に労災申請をしましたが認められず、審査請求、再審査請求も棄却されてしまいました。

ご両親が労災不支給決定の取り消しを求めて提訴したのは2018年4月。「なぜ死を選ばなければならなかったのか」真実が知りたい一心でたたかい続けた4年間。2022年3月、釧路地裁の判断は「職場で受けた数々の行為や言動は、個々の精神的負荷として中程度であり、労災認定基準に満たない」として「請求棄却」。医師からの暴言も「医師と譲さんに接点はなかった」とする病院関係者の供述を鵜呑みにするまったく不当なものでした。2023年1月、上告した札幌高裁では一番で無視された医師による「お荷物発言」について、暴言を受けた譲さんのストレスを「中」と認定し一歩前進したものの、「医師の発言は叱咤激励」として譲さんの心理的負荷やストレスを軽視し、再び訴えを棄却する判決を受けました。

## 医療現場の安全と譲さんの名誉回復を求めて

ご両親と弁護団は判決を不服として最高裁に上告しましたが、2023年7月5日「上告審を受理しない」との決定が下されました。労災認定を求めた裁判は終了しましたが、同年8月には釧路赤十字病院を安全配慮義務違反にて民事提訴しました。同時に釧路地裁での病院側証人が譲さんと医師の関係を偽証したとして刑事告訴もおこなっています。いずれの裁判も、ひとえに「息子のような被害が二度と病院で起こしたくない」というご両親の切なる願いからのものです。引き続きたたかいに、ご支援、ご協力を心からお願いいたします。

患者さんはもとより、職員の命と健康が守られる医療現場の実現を